

2015年度（平成27年度）事業計画書

景気の先行きについては、各種政策の効果が下支えする中で回復基調が続くとされ、雇用情勢についても着実に改善していくとの報告が政府によりなされています。しかしながら、就労困難者にとっては、安定的な就職に結びつけることが出来ない厳しい雇用情勢がなお続いております。

こうした状況の中、2015年度（平成27年度）におきましても、市民の就労促進をとおして、市民相互のコミュニケーションの場づくりを推進し、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決と地域振興に資するため、堺市から受託している地域就労支援センター業務を含め、各区役所での就労相談をはじめとする就労支援活動に力を注ぐなど、公益財団法人として、広く市民の就労支援を図ってまいります。また、2012年度（平成24年度）に許可を受けた無料職業紹介事業を活用すると共に、生活困窮者自立支援法に基づくモデル事業の受託に向け、就労困難者への支援のため各種業務の効果的、効率的な執行に全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 堺市地域就労支援センター事業（公益目的事業（1） 就労支援事業）

本事業は、その成果が直接民間企業等への就労に結びつくことから、協会の事業の中でも特に重要な業務となっております。

協会事務所と区役所（堺区を除く）において就労相談窓口を開設しております。この相談窓口では、相談者を具体的な就労へ結びつけるため、相談者の現在の状況、希望職種や職歴などを聴取したうえで就労相談カルテを作成し、継続的な相談に役立てております。今後も引き続き、相談者閲覧用の求人ファイルの設置やインターネットを利用した求人情報の提供を行ってまいります。

また、相談・指導援助業務のほか、パソコンの操作や面接の受け方など就労に必要な知識が習得できるよう、働く意欲がありながらも就職の機会に恵まれない方、ひとり親家庭の母親、父親、生活保護を受給している方などを対象に、テキスト代のみで受講できる職業能力開発講座「就労支援介護職員初任者研修」「フォークリフト運転技能講座」等を開催し、就労に向けた技能向上の機会を提供いたします。なお、これら職業能力開発講座については、広報、受講者の募集・決定は当協会で実施し、専門知識を持つ資格教育会社に委託いたします。

これらの情報を共有するため、堺公共職業安定所（ハローワーク堺）等とは定期的に連絡会を持ち、また堺市雇用推進課の主催する地域就労支援事業庁内連絡会や堺市雇用労働推進会議にも引き続き参画し、情報交換・情報共有に努めてまいります。

○無料職業紹介事業（公益目的事業（1） 就労支援事業。平成24年8月22日、変更の届出完了）

就労相談においては、情報の提供だけではなく、できる限り求職者のニーズにあった職種の企業へ積極的にアプローチを行い、無料職業紹介事業の充実を図ってまいります。さ

らに、企業登録や求人申込の促進を図っていく中で、より効果的なマッチング機会の拡大を図れるように職業能力開発講座とリンクした市内の登録企業等による合同企業説明会を開催してまいります。

2. 各種受託事業（「教育・研修の場」・「働く場」の確保）

（公益目的事業（1）就労支援事業）

就労相談者の中でも、就労意欲がありながらも、体力的な面等から民間企業に勤めることに不安を持っている就労困難者に対しては、堺市等から清掃、警備を中心とした業務を受託し、「教育・研修の場」「働く場」として活用してまいります。

特に、「教育・研修の場」「働く場」では、民間企業への就労をスムーズにするため、職業人としての自覚、組織の構成員としての義務と責任を認識させるなどの人材養成を基軸とした各種教育研修を実施いたします。

また、現場において従業者の指導を直接担当する指導者に対しては、徹底した指導者研修を行い、指導力の向上、作業の効率化、安全管理、事業運営方針の徹底に努め、企業が求める人材づくりに努めてまいります。

これら受託事業のうち、「みなと堺グリーン広場」（除草・清掃等）については、生活保護受給者の自立に向けた就労訓練を行い、自立支援事業を実施してまいります。

3. 堺市立共同浴場管理運営事業（公益目的事業（1）就労支援事業）

堺市立共同浴場は、同和対策事業の生活環境改善計画の一環として、地域住民の保健衛生の向上と健康の増進を図り、また、話し合いの場、憩いの場として利用することを通じて、同和問題をはじめ人権問題の解決に資することを目的に設置され、2001年（平成13年）4月から管理運営を受託し、2006年度（平成18年度）からは、堺市より指定管理者として指定され、新たに2015年度（平成27年度）からも引続き指定管理者として指定され、管理運営を行ってまいります。

今後も同施設の運営管理の従業者については、就労困難者の「教育・研修の場」「働く場」として活用をしてまいります。

4. 堺市立人権ふれあいセンター管理運営事業（公益目的事業（1）就労支援事業）

堺市立人権ふれあいセンターは、同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図る総合施設として設置され、2014年度（平成26年度）から5年間の指定管理者の公募に他の2団体とグループ協定により応募し、指定管理者として選定されました。

当協会は、施設管理面を担当し、特に清掃、警備業務については、就労困難者の「教育・研修の場」「働く場」として活用してまいります。

5. 堺市立舳松職能訓練センター管理運営事業（公益目的事業（1）就労支援事業）

堺市立舳松職能訓練センターは、民間企業の受け入れ、あるいは就労が困難な障がい者に対し、生活習慣を含む一定の訓練と技能養成を行うことによって民間企業への就労をめ

ざすことを目的に設置され、1988年（昭和63年）から管理運営を委託されております。

当初は、自力通所が可能で、働く意欲のある大仙西校区の障がい者8名でスタートし、1997年（平成9年）には周辺6校区からも訓練生の受け入れをはじめ、現行では堺市在住の自力による通所可能な障がい者の受け入れをしております。

訓練生に対しては、職場適応訓練（勤務時間の遵守、工作中的の服装等の服務規律）、日常生活指導（挨拶の励行）及び技能訓練を通じ、作業効率の向上と能力開発に取り組み、民間企業への就労を支援してまいります。

同センターの運営管理の円滑化を図るため、毎月1回、堺市関係部課と調整会議を開催してまいります。

6. 堺ジョブチャレンジ推進事業（公益目的事業（1）就労支援事業）

堺市から委託を受けた事業者と当協会の3名の就労支援コーディネーターが連携し、障がい者を含む就労困難者の適性や希望に応じて民間企業に3か月間程度派遣し、働きながら職場での技能実習や職場外での専門研修を実施し、派遣期間終了後、直接雇用を目指します。

また、派遣に至らなかった就労困難者に対しても、面接の受け方や履歴書の書き方などの就労支援を行ってまいります。

7. 地域振興事業（公益目的事業（2）地域振興事業）

本事業は、地元堺が生んだ将棋界の偉人、阪田三吉名人を顕彰し、その文化的遺産を継承するほか、地域住民の連帯感を培う場として、また、市民相互、世代間の交流の場として地域振興に大きく貢献するものであり、第29回文化継承将棋大会として開催いたします。